社労士 ふ く し ま 月間情報 No.202

2014.5 月号

福島県社会保険労務士会　〒960-8252

発行担当者　広報委員会　蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3

http://fukushima-sr.jp/　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1　県会情報　・総会のご案内　・年金・労働総合相談所　・電子申請どうでしょう

P2　連合会情報　・個別労働紛争解決研修（平成 26 年度基礎研修）　・連合会ＨＰ会員専用ページ情報

P3～　関係機関だより　・福島労働局　・高齢・障害・求職者雇用支援機構　・厚生労働省　・協会けんぽ　・社会保険ふくしま

P4～　事務局だより　政連だより

県　会　情　報

１．　総会のご案内

平成 26 年度の総会の日程についてお知らせいたします。

日　時　　平成 26 年 6 月 13 日（金）午後 1 時～

場　所　　磐梯熱海温泉　ホテル華の湯（郡山市）

※後日開催通知、議案書等を送付いたします。

多数のご出席をお願いいたします。

２．　年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	年金･労働総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
26 年度(4 月)	0 件	0 件	0 件	0 件
4/23(水)	1 件	1 件	1 件	1 件
今年度実績	1 件	1 件	1 件	1 件
総計	H15.6～26.4　144 件		19.7～26.4　93 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
4/16～5/7	0 件	0 件	3 件	3 件

＜次回相談員＞

○年金・労働総合相談所

【5/28】

・佐野光夫

・大原百合

○被災者支援無料相談会

【5/14】丹治　勧

【5/21】鈴木健夫

【6/4】　立島　孝

電子申請どうでしょう【第９回】

みなさま、こんにちは。まずは確認のご連絡でございます。連合会からの５月９日期限「お持ちの社会保険労務士電子証明書を守るための対策」はお済みになっていることと思います。３月末頃に連合会から封筒が郵送され、また県会からも確認のメールが送信されました。ウィルス対策のため、電子証明書を再インポートする作業でございます。作業は１０分もかからないくらいのものです。これを読んで作業がお済みでないことを思い出された方がいらっしゃいましたら、すぐにご確認いただければと思います。宜しくお願い致します。

さて、前回「第８回の電子申請どうでしょう」の中で、２月の電子申請フェア当日に業務ソフトを購入された先生の購入のポイントについて、副委員長がわかりやすく記載して下さいました。そのポイントの中にあった「バックアップ体制の充実」に含まれるであろう、「操作説明」のサポートについて（電話等でソフトの操作説明をサポートしてくれるいわゆるヘルプデスク）は、とくに重要であると私も痛感しています。電子申請挑戦がきっかけで業務ソフトを購入される先生方も多いと思います。やる気満々でいざやってみたところ、操作が分からなくなってしまい、作業が止まってしまったらどうでしょう。せっかくのやる気がなくなってしまい、これだったら紙ベースの申請のほうが楽であったと思ってしまうかもしれません。操作が止まってしまい、頭に血が上っている状況で、ヘルプデスクに全然つながらない状況は本当に辛いです。そうではなく、ヘルプデスクにすぐにつながり「どうされましたか？」の一言を聞いたときの安心感。このようなサポート、ヘルプ体制はなかなかパンフレットや業者の方から聞き出すのは難しいかもしれません。業務ソフトを利用されている周りの先生方から、操作性等はもちろん、ぜひともこのようなサポート、ヘルプ体制も聞いてみて下さい。ユーザーである先生方の生の声は、購入ポイントの大きな参考になると思います。

そして、それプラス、その先生はどのように電子申請を利用されているのかの「電子申請利用方法」も聞いてみましょう。私も何人かの先生方に「電子申請利用方法」をうかがってみました。「得喪」のみ使用する方、「離職票」等どうしてもすぐに必要なもの以外は全て電子申請を利用している方、日中は目一杯事業主の方の労務相談を受け、夜から電子申請で届出を固め打ちする方、お話しを伺っただけでも一人一人個性がある「電子申請利用方法」をお持ちでした。昨年みなさまにご協力いただいた「電子申請に関するアンケート」でも、それぞれの先生方の利用方法が垣間見えます。それらを大いに参考にしていただき、ぜひともご自分に合った「電子申請利用方法」を確立していきましょう。私も現在その利用方法確立の最中です。そして一人一人の個性のある「電子申請利用方法」を含む、電子申請についての様々な情報交流を進めていけば、さらに便利で利用しやすい環境ができていくと思います。そのような環境作りをみなさまと一緒に作り上げていければと思っております。

電子化推進特別委員会　委員　白岩裕和（福島支部）

連合会情報

１．　日本労使関係研究協会（ＪＩＲＲＡ）が実施する「個別労働紛争解決研修（平成 26 年度・基礎研修）」について

最近における経済・雇用情勢のもと、解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、雇止めなど、労働者個人と事業主との間の労使トラブル(個別労働紛争)が多発しています。

日本労使関係研究協会(ＪＩＲＲＡ)は、個別労働関係紛争の解決にあたり必要な「基本的な法知識」と「問題解決能力」を習得し、紛争解決に資する人材を育成することを目的に、個別労働紛争解決研修（基礎研修）を今年も開催します。

詳細につきましては、日本労使関係研究協会(ＪＩＲＲＡ)ＨＰをご覧ください。

http://www.jirra.org/

※本セミナーは、全国社会保険労務士会連合会、都道府県社会保険労務士会が開催するセミナーではございません。お申込み・お問い合わせは、日本労使関係研究協会(ＪＩＲＲＡ)に直接行っていただきますようお願いいたします。

２．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 届出等の事務センターへの直接郵送の促進について

＜トレンドボックス＞

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布（情報提供）
- 平成 26 年度における国民年金特別一時金額（情報提供）

関係機関だより

1.　平成26年度労働保険の年度更新・・・福島労働局

労働保険の年度更新の申告・納付手続は 7 月 10 日までにお願いします。

2.　男女がともに働きやすい職場づくり推進セミナー（P6）・・・福島労働局

3.　平成26年度高年齢者雇用安定助成金（パンフレット）・・・

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

厚生労働省

4.　最低賃金に関する業務改善助成金のご案内（P7）

詳細については、下記のＨＰをご確認ください。

最低賃金に関する特設サイトhttp://www.saiteichingin.info/

5.　雇用促進税制について

雇用促進税制とは、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間内に始まる事業年度（以下「適用年度」という）において、雇用者増加数 5 人以上（中小企業は 2 人以上）、かつ雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数 1 人当たり 40 万円の税額控除が受けられます。

※個人事業主の場合は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの各年。

※当期の法人税額の 10%（中小企業は 20%）が限度になります。

次の事業年度については、雇用促進税制の適用はありません。

・設立（合併による設立を除く）の日を含む事業年度

・解散（合併による解散を除く）の日を含む事業年度

・清算中の事業年度

詳細については、下記の厚生労働省ＨＰをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudouseisaku/koyousokushinzei.html

6.　平成 26 年度全国安全週間の実施について

全国安全週間は、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、7 月 1 日～7 日までを安全週間、6 月 1 日～30 日までを準備期間としています。関与先事業所等への周知についてお願いいたします。

今年度のスローガン
「みんなでつなぎ　高まる意識　達成しようゼロ災害」
実施要綱等詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000043599.html

7. 月刊健宝、メールマガジン配信
協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。
検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html
8. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

県会 HP　（http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報
４月１日～30 日　総アクセス数 993　（内訳：新規　548　リピーター　445）

※　会費納入のお願い
平成26年度会費等について、納入期限が**４月30日（水）**になっております。お忘れの方は至急納入くださるようお願いいたします。

会務報告及び予定

４月　10 日　近畿地域協議会定例会議（ダイワロイネットホテル和歌山）
　　11 日　災害対策特別委員会、業務委員会（県会事務局）
　　12 日　成年後見人養成研修（南東北卸総合センター協同組合）
　　15 日　広報委員会（県会事務局）
　　17 日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）
　　18 日　福島支部定時総会（福島テルサ）
　　19 日　舘岡睦彦氏褒章受章祝賀会（秋田ビューホテル）
　　24 日　監査、総務委員会（事務局）
　　25 日　郡山支部、いわき支部、相馬支部定時総会
　　26 日　成年後見人養成研修（南東北卸総合センター協同組合）
５月　１日　甚野県議会議員に労働条件審査等について要請（福島県庁）
　　８日　成年後見人養成研修（郡山市総合福祉センター）
　　９日　幹事会、理事会、業務委員会（県会事務局）
　　14 日　中小企業相談支援事業専門家会議及び研修会（事務局）
　　14 日　がん治療者等に係る就労支援事業情報交換会（県立医大）
　　15 日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）
　　15 日　会津支部総会
　　16 日　医療労務管理相談コーナー事業企画委員会（労働局）
　　22 日　土地家屋調査士会総会（ビッグパレットふくしま）
　　23 日　行政書士会総会（吉川屋）
　　28 日　全国労働保険事務組合連合会総会（杉妻会館）
　　30 日　荒井広幸氏福活フォーラム

6月　　4日　連合会理事会
　　5日　全国政連幹事会
　　13日　第37回定時総会、定期大会（ホテル　華の湯）
　　18日　北海道・東北地域協議会会長会議・定例会議（花巻温泉　ホテル千秋閣）
　　19日　北海道・東北地域連絡会定例会議（花巻温泉　ホテル紅葉館）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾟｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福島	5/1 付 法人の社員	ﾌｼﾞﾀ ﾅｵｷ 藤田直樹	社会保険労務士法人 TMC 福島県北 福島市北五老内町 1-3　福島法曹ビル 202 TEL 024-525-3050 FAX 024-525-3051
【付記】	郡山	P9	遠藤英樹	特定社会保険労務士（4/15 付）
			大内由紀	特定社会保険労務士（4/15 付）
		P11	竹俣志保	特定社会保険労務士（4/15 付）
		P12	御代田裕介	特定社会保険労務士（5/1 付）
	会津	P14	浅川尚恵	特定社会保険労務士（4/15 付）
			鈴木昇七郎	特定社会保険労務士（4/15 付）
	いわき	P17	佐藤健兒	特定社会保険労務士（4/15 付）
【変更】	郡山	P12	御代田裕介	事務所所在地 郡山市朝日 1 丁目 20-11　ｵﾌｨｽｲﾝ 21 305 号
		P22	高久田暁	勤務先名称・所在地・電話番号 須賀川信用金庫　長沼支店 須賀川市長沼字金町 151 番地 TEL 0248-67-3171
	会津	P14	小柴繁徳	事務所所在地 会津若松市山鹿町 1-8 ﾆｯｾｲﾋﾞﾙ 1 階
	いわき	P24	小佐野陽	連絡先 あすか社会保険労務士法人 いわき市平谷川瀬字仲山町 10-1 ｸﾞﾗﾝ SATOU FL
【退会】	福島	P21	岸波　守	4/30 付登録抹消
		P5	岡崎　正	4/27 付登録抹消
	郡山	P12	増子七郎	4/18 付登録抹消

政連だより

会費納入のお願い

　平成26年度会費について納入期限が**4月30日（水）**になっております。
お忘れの方は至急納入くださるようお願いいたします。

改正男女雇用機会均等法関係規則対応
男女がともに働きやすい職場づくり推進セミナー

平成26年7月1日より、改正男女雇用機会均等法関係規則等が施行され、「間接差別」の範囲が拡大されるとともに、職場のセクシュアルハラスメント対策の内容が拡充されるなどの改正が行われることとなりました。

参加費
無料

福島労働局雇用均等室では、男女雇用機会均等月間（6月）に先立ち、男女がともに活躍できる職場づくりや、職場のセクシュアルハラスメント対策等について標記セミナーを下記により開催します。　ぜひ、ご参加ください。

＊　日　時　　平成２６年５月２８日（水）１３：３０～１５：４５

＊　場　所　　ビッグパレットふくしま
（郡山市南２丁目５２／電話０２４－９４７－８０１０）

＊　内　容

○説明「改正男女雇用機会均等法施行規則等と
男女雇用機会均等法に係る問題事例について」

○説明「改正セクシュアルハラスメント対策指針について
―相談事例をふまえて―」

○説明「働き続けられる職場環境づくりと両立支援助成金について」

○説明「踏み出そう　ポジティブ・アクション！」

※個別相談会（セミナー終了後　１５：４５～）

＊　対象者　事業主、企業の人事労務担当者、労働者　等

＊　定　員　　２８０名

＊　主　催　福島労働局

ポジティブ・アクション普及促進
シンボルマーク「きらら」

＊　参加ご希望の方は、下記参加申込書に必要事項をご記入の上、福島労働局雇用均等室まで FAX（024-536-4658）でお送りください。（問合せ TEL024-536-4609）

切取不要

☆　男女がともに働きやすい職場づくり推進セミナー参加申込書　☆

事業場名			
所在地 （電話番号）	（　　－　　－　　）		
ご出席者名		所属・役職名	
		所属・役職名	

※ご記入いただいた個人情報はセミナー実施に必要な参加者名簿等の資料作成以外の目的に使用することはありません。

中小企業事業主向け

業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

賃金改善（事業場内で最も低い時間給（800円未満）を40円以上引き上げ）

業務改善（パソコンの増設や、機器の導入など）

平成26年度から、企業規模30人以下の小規模事業者については、要した経費の4分の3を助成できることになりました。（上限100万円。なお、企業規模31人以上は、2分の1）

応援します！がんばる中小企業。

厚生労働省　最低賃金引上げに向けた中小企業業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給（800円未満）を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入・研修等）に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1（小規模事業者（※）は、4分の3）

※企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福島県最低賃金総合相談支援センター

〒960-8252　福島市御山字三本松19-3（福島県社会保険労務士会内）

TEL.024-526-2270

http://fukushima-sr.jp/advm/minimum-wage.php

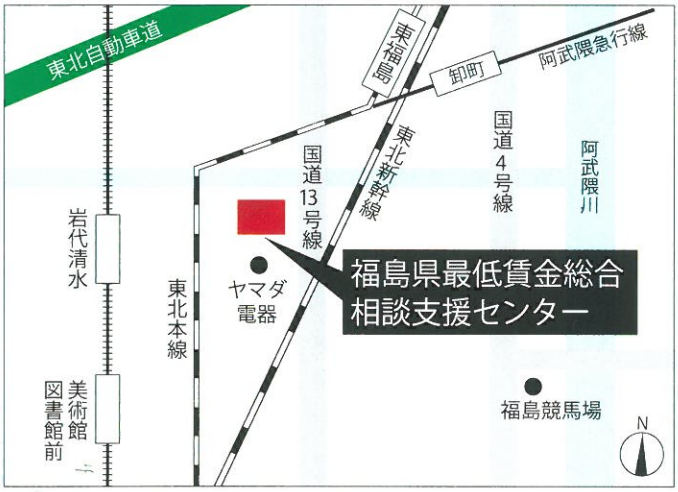

お問い合わせ・申請先

福島労働局労働基準部賃金室

〒960-8021　福島市霞町1－46 福島合同庁舎5F

TEL.024-536-4604

厚生労働省

●厚生労働省ホームページアドレス
http://www.mhlw.go.jp/

●最低賃金に関する特設サイト
http://www.saiteichingin.info/

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（H26.5）